

会議録（要約）

会議名称	第1回 徳島市障害福祉計画策定市民会議
開催日時	令和8年7月17日（金） 15時00分開会～16時20分閉会
開催場所	徳島市役所 8階 庁議室
委員出欠状況	出席 17名、欠席 6名
・ 委員紹介 ・ 市長挨拶 ・ 設置要綱について ・ 会長及び副会長の選出 ・ 会長挨拶	} 省略 徳島文理大学の江口でございます。会長を務めさせていただきます。よろしくお願いします。一言、ご挨拶をさせていただきます。 現在、障害者施策は非常に大きな転換期を迎えていると言われています。国が示した新たな指針が求めるのは、総量規制の強化と言われています。地域で本当に必要な資源は何か、これまでは、サービスの量を確保するため、サービス量を増やしてきました。今後は、サービスの質を担保して、持続可能な地域社会をどう構築するか、どう作り上げていくかが問われています。本計画の策定にあたり、この点を意識しながらも、次の2点を重視したいと思います。 まず、本人の意思決定支援の強化です。障害のある方々が、こう生きたい、こう生活したい、こんなサービスがあればという意思が尊重されて、地域で自分らしく暮らし続けられる仕組みの構築が必要です。 さらに、教育・福祉・医療の連携、重層的な連携支援が必要です。 複雑化する地域課題に対して、専門職が早期から連携し、世帯丸ごと包括的に伴走支援する体制をさらに整備することです。国は、地域における基幹相談支援センターの整備を求めています。本計画が単なる数値目標だけではなく、徳島市民の暮らしを守り、障害のある方やその家族の思いやニーズが反映された計画、生きた指針となることを願います。 それでは、委員の皆様の専門的な知見等、現場でのご経験を踏まえて、活発なご意見、ご提案をいただきながら、計画策定までよろしくお願いいたします。
事務局	ありがとうございました。 それでは、これから議事に移りますが、議長につきましては、設置要綱第5条第1項の規定により、会長にお願いいたします。

議事 6 (1) 計画策定の趣旨と今後の取り組み等について	
発言者	内容
会長	それでは議事に入ります。徳島市障害福祉計画策定の趣旨と今後の取り組み等について、事務局から説明をお願いします。
事務局	事務局より、資料 2 について説明
会長	ありがとうございました。 ただ今の説明で、何かご質問等ございましたら、ご自由にご発言いただけたらと思います。 (質問等発言なし) そうしましたら、また後でお願いします。
議事 6 (2) 現計画の進捗状況について	
発言者	内容
会長	引き続き、現計画の進捗状況について、説明をお願いします。
事務局	事務局より資料 3 について説明
会長	ありがとうございました。ご意見、ご質問がありましたら、適宜お願いいたします。
会長	第 7 期の進捗状況を踏まえて第 8 期の計画になると思います。基本方針として、「(5)強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実」ということで、新たに高次脳機能障害支援法も公布されておりますが、10 ページの計画の進捗状況の No.2 に「令和 8 年度の強度行動障害を有する障害者への支援体制」というものがあります。そのあたりと、あと高次脳機能障害を有する障害者に対しての支援体制の充実については、どのあたりの段階まで今進んでいるのか、あるいは次の計画に入れられる予定なのか、ということをお願いしたいと思います。
事務局	高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実についてでございますが、令和 7 年度におきましては、強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実として、自立支援協議会において、強度行動障害についての勉強会という形で、相談支援事業所の職員の方などに集まっていただき、強度行動障害についてお話をいただいて、強度行動障害の方に対する対応等について学ぶ機会を設けております。高次脳機能障害につきましては、ここに記載されておりますが、まだ十分にこうした議論の場に上げられていないところでございますので、高次脳機能障害の方についての支援体制を協議する場を、自立支援協議会の中で議論していけたらと、今のところ考えております。
会長	ありがとうございます。 法律が施行されておそらく、第 8 期の課題になってくるかと思っておりますので、またよろしくをお願いいたします。 委員の皆様方がいかがでしょうか何かご質問、ご提案をお願いします。

A 委員	13 ページの「(8)発達障害者等に対する支援」についてですが、ペアレントトレーニングやペアレントメンターの人数、ピアサポートの活動の参加人数について、0 や 1 という数字になっておりますが、そもそもこの人数で必要な支援が足りているのでしょうか。例えば、「(7)医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置」につきましては、計画見込値よりも実施値がかなり多くなっており、需要が高いものと考えられますが、(8)につきましては、今後どのように進めていくお考えなののでしょうか。そもそも、この 1 人、2 人という人数で十分なのかどうか、また、具体的にどのような活動を行っているのかについても、教えていただきたいと思います。
会長	ありがとうございます。 事務局いかがでしょうか。この数値は、ペアレントトレーニングを受講している徳島市民の人数ですよね。
事務局	こちらについては県の発達障害者支援センターにおいて、ペアレントトレーニングを受講している徳島市民の人数です。
会長	徳島県全体で受講されている人数のうちの徳島市民の人数であるため、数値的に見たら非常に少ないです。 ペアレントトレーニングとはどういったもののなか。
B 委員	ペアレントメンターというのが、発達障害者に係る当事者会のようなもので、その方々に講師に来ていただいている事業です。そういった当事者の方々が、悩んでいる保護者の方を応援されたりという活動をしています。こういう活動は大事なことだと認識しており、広めていきたいと思っております。 市町村が独自で開くペアレントトレーニングやペアレントプログラムの会議については、今年は那賀町等いくつかの自治体で実施しており、保護者の方に対し、子供への対応の仕方等をトレーニングする事業です。 発達障害の子供をどう扱ったらよいのか、どういうふうな対応をすればよいのか悩んでいる保護者の方への講演をしています。 とても大事なことであり、少ないからしないでよいではなく、もっと広げていかなければいけないと思っております。
会長	ありがとうございました。
A 委員	私も必要性はすごく感じていますが、本当に困っている人たちに届いていないという感じがします。また、参加人数が昔に比べ、減少しているように感じるため、計画の人数を少し多めに設定してもよいと思います。 1 年間で 1 人ではなく、年間で何回も講習があるため、もっとたくさんの人が参加いただけるようなものになればよいと思います。事業の周知方法を工夫して、相談支援員や利用者、家族といった直接関わっている方に届いてほしい。支援の仕方で悩まれている保護者が多く、福祉でカバーできる量をオーバーしてるように現場で感じている。保護者にとってはすごく大事なことだと思う。計画の人数を逆にもっと増やしてもっと受講していただきたいです。
会長	支援学校で何かされていることはありますか。
C 委員	ペアレントトレーニング自体は行っていないが、学校の方でも、子供たちの

	自立に向けて、これから考えていかなければいけないと思っている。
会長	ありがとうございます。 このペアレントトレーニング自体は、国が主導して始まったのが 10 年ぐらい前です。国が始めたときから、県の発達障害者支援センターが主体となり、トレーニングや研修を始めました。 それから年月が経ち、近年ではペアレントメンター同士による活動や、自治体によるペアレントトレーニングの研修会、こども家庭センターや保健センターによる普及活動など、様々な形で取り組みが進められる方向になりつつあると思います。 保育所や児童発達支援センター等の中で、このペアレントトレーニングがより一層進んでいくように、その活動内容の紹介をもっと広報できたらよいなと思います。
B 委員	実際、ペアレントメンターも高齢化しており、新しい方が入ってくださらない状況です。若い方は子供さんへの対応に一生懸命で、そのような余裕がないという方も多く、そこを増やしていくのが課題だと思っています。また、ペアレントトレーニングを自治体それぞれで開いていただければ、増えるスピードも上がると思いますので、その点をお願いしたいと思います。
会長	そうですね。多分、自治体が県と連携しながら普及していけたらよいと思っています。事業所や保育所などの研修においても、県と連携しながら普及させていく方向にあると思います。
D 委員	医療的ケアに関することで、コーディネーターの配置については、実績も上がってきている状況だと思います。実際、徳島市内における医療的ケア児の割合がどのくらいなのかをお伺いしたいと思います。医療的ケア児者については法律も進展が見られると思いますが、児童だけでなく 18 歳以上の方や重度心身障害のある子供たちに対する取り組み、及び今後新たに計画の中に盛り込む内容についてもお伺いしたいと思います。
会長	ありがとうございます。 医療的ケア児者の割合について、徳島市の現状をご説明いただきたいと思います。実数や現状、今後の取り組みについて、事務局の方からお願いします。
事務局	医療的ケア児者の人数把握について、徳島市全体として何人という数字が出せていない状況です。各関係部局において、医療的ケアが必要な方という対象者は概ね把握しているとは思いますが、それを取りまとめた市内の実数は出ていない状況です。県からもそのようなお話があり、現状把握が必要になってくるかと思っていますので、県と相談しながら、こういった方法で人数を把握していくかというところを検討していきたいと考えております。
D 委員	コーディネーターの役割や活動実績について教えてほしい。
事務局	(7)にあるコーディネーターの人数については、市で指定している障害児相談支援事業所等に調査を行い、県の医療的ケアコーディネーター研修を受講した人数を記載しております。こういった活動をされているかという細かいところまでは把握できていない状況ですが、自立支援協議会等で相談支援事業所の相談員が集

	まる機会もありますので、そうした機会を捉えて、事例や取り組みを把握していけたらと考えております。
会長	ありがとうございました。 県が実施しているコーディネーターの研修があります。それを受講された方が各相談支援事業所にいて、そこで活動されているということだと思います。ただ、対象の医療的ケア児が何人いるかまでは把握できていない。 今後、基幹相談支援センターを中心に、そのあたりの把握等を市民に発信できるようになればよいと思います。
D委員	研修を受けたから対応できるということが、実際、当事者には見えていません。ですので、やはりそういった相談できる場所がある、そういう方がいる、ということが重要だと思います。通所にしてもショートステイにしても、なかなか受入れ体制が厳しい状況ではありますが、そうした中でも相談できるコーディネーターが増えているというのはありがたいことですので、そういったところからサービスの内容についても、どんどん充実させていっていただきたいと思います。
江口委員	このガイドブックには、医療的ケアコーディネーターのことが載っていないと思います。医療的ケアコーディネーターの配置を各事業所にしているということや、実際にどこの事業所に医療的ケア児がいるか分からないので、書きようがないとは思いますが、医療的ケアコーディネーターを配置している相談支援事業所の記載があればよいと思いますが、事務局はいかがでしょうか。医療的ケアコーディネーターに相談しようと思っても、おそらく市民の方には分からないと思います。
事務局	ガイドブックの記載の仕方については、検討させていただきます。
委員	また課題としてお願いします。では、他の項目で何かご質問、ご意見ありましたら、ぜひお願いいたします。
A委員	計画の9ページ(6)に、成果目標として『障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築』と書かれており、その成果目標の状況について記載がありますが、今後、質というのがすごく重要になってくると思います。事業所が増えてきた中で、皆さんもご存知だと思いますが、ニュースになった事案がありました。真面目にやっている事業所の方が明らかに多いわけですが、相談支援に携わる皆さんも一生懸命やっている中で、あのようなことが起こると、徳島市の障害福祉全体がそのように見られてしまうと、私はそのときすごく思いました。他の事業所も同じように見られてしまいます。一生懸命やっている人たちがいる中で、そのように思われたくないですし、最終的には利用者さんや保護者さんに大変な迷惑がかかりますし、スタッフも混乱します。そういう状況を招きたくないというのは、今日この会議に参加したときに申し上げようと思っていたことで、今後、市としてはどういうふうに質の向上を図っていくのかを考えていただきたいと思います。 ニュースで、市担当者が『監査の必要性を認識いたしました』とおっしゃっていたのを見て、何とも言えない気持ちになりました。真面目にやっているスタッフや徳島市のいろいろな事業所のためにも、この質を向上させる取組について、

	具体的に計画に入れていただきたいと思います。今日ここに集まっている皆様を守るためでもあると思います。せっかくこれだけ多くの、障害福祉に関わる方々が集まっておりますので、あのことを教訓にというわけではありませんが、今後しっかりとこの計画に具体的な内容を入れて目標を達成する方がよいのではないかと思います。障害福祉全体の信頼回復のためにも、真面目に頑張っている方々のためにも、そうしたいと思っております。
会長	今のご発言にあわせて何かございませんか。
E 委員	最近、徳島県内にも就労の事業所がたくさん増えています。A 型にしても B 型にしても、都会の方では植物の水やりだけで介護報酬を得ているという民間事業所があるらしいです。本当にひどいところもあります。徳島県内ではないと思いますが、やはりその辺りの監査体制についても、徳島県の障がい福祉課との連携を取らないといけないと思います。業務でお忙しく、人間的なこともあろうかと思いますが、その辺りでしっかりとした体制の構築をしていただけたらと思います。 それと、福祉施設の入所者の地域生活への移行とありますが、これは成果目標という形で設定されておりますが、福祉施設の中には地域移行をしたいという方もいらっしゃると思いますが、身体的・精神的に地域移行が難しい方もいらっしゃいますし、家族の状況といったこともありますので、一概に全員が地域移行をするというのは、現実的に難しいところもあります。利用者個々のニーズなども含めての整理をぜひお願いできたらと思っております。
会長	ありがとうございます。他の方ご発言いかがでしょうか。 質の向上ですが、研修について、国からも就労支援事業所に対する就労支援員の資格研修などが言われております。そうした中で、自治体としてどのような政策を次の計画に盛り込んでいくかを考えていく必要があると思います。その辺り、何か取組などがありましたら、事務局お願いします。
事務局	質の向上につきまして、この成果目標は国の指針に基づいて掲げているものでございます。実際にホームページに掲載するといった間接的な方法での質の向上は、どうしても効果が薄いかなと個人的にも思っております。先ほどおっしゃられたように、実際に現場に行って、監査なり指導なりをしてみないと実態が見えないというところを、かなり感じております。昨年度、あのようなことがありましたので、今年度は県の実地指導に同行する機会を早い時期から増やしております。こうした機会を捉えて、早い段階で指導することによって、事業所に襟を正していただく機会を持っていただき、それとともに間接的な指導も並行して続けていきたいと思っております。
江口会長	ありがとうございます。
F 委員	今のお話は、非常に難しい問題だと思います。ただ、平成 18 年に自立支援法が成立したときに、規制緩和が行われました。NPO 等だけではなく、営利追求団体、いわゆる企業にも開放したわけです。そういう意味では、福祉を市場原理の中に落とし込んでしまったわけです。あの辺りの問題が、今になって出てきており、A 型のお話もありましたが、最初は手を挙げる方がおられませんでした。しかし、

	給付金を最低賃金に補填する形にして、いわば下駄を履かせて成り立つようになったときに、下請けのような形が増えました。今度はそれがあまりにも行き過ぎではないかということで、厚生労働省が少し規制をかけました。一般就労の方はよいのですが、A 型については、この前も徳島で 4 か所ほど閉鎖しております。結局それが閉鎖されると、今度は B 型に移行するわけですが、今、ネットの世界では、言い方は悪いですが、例えば A 型のときに利用者が 50 人いて、サービス管理責任者を配置すると、年間 5000 万円ほどの収益が出ますといった情報が出ているような状況です。実際に、それを事業展開として、いわば収益事業としてどんどん行っているところがあります。 一方で、実際問題として B 型では、事業性の高いところが 4 割ほどではないでしょうか。まともにやっているところが 6 割で、これは本当に苦労して立ち上げ、身を削りながら運営してきた作業所などが、そうした事業系のところにどんどん食われている状況です。障害を持った方に対して、いわばマーケティングの手法で『とにかく来てください』というようにセールスをされているという話を実際に保護者の方から聞きました。とんでもない話になっているなど感じております。障害を持っている方が、いわば商取引の対象として確保されているというのが、今の状況の実態です。ですから、質の問題ということよりも、言い方は悪いですが、もし給付費をもっと下げれば、営利を目的とする事業系のところはすっと撤退すると思います。ただ、それをやってしまうと、まともに一生懸命やっているところがどんどん割を食うという、非常に構造的な問題が今あるわけです。この策定会議でこの問題を扱おうとすると、正直なところ非常に難しく、徳島市だけの問題ではないのではないかと思いますというのが、正直な感想です。
G 委員	監査をしっかりできるのではないかな。
F 委員	監査はペーパー上なんですよ。
G 委員	全国的なものですよ。北海道の赤い羽根共同募金や徳島の PTA 問題。 今回の障害関係も、事業所に監査にきっちり入れれば何に使うか分かるのではないかな。
F 委員	何が問題かと申しますと、B 型で 1 時間の利用に対して、お弁当を含めて 1,000 円を提供するというようなことが、実際に起きているわけです。B 型というのは本来、作業の対価から経費を差し引いて残ったお金をメンバーに工賃として分配するというものですので、実際に行っている作業内容から考えますと、とてもそのようなお金が出るはずないです。
A 委員	おるだけでいいと言われると言っていました。1 時間いたら、ご飯も出るし、1,000 円もらえる。
F 委員	そうなんです。 実際にどのように行っているかと申しますと、個人で 1 事業 1 団体として運営しているようなところでは、そのようなことはできません。しかし、いわゆる大きな組織の場合ですと、子会社をきちんと作りまして、そこから、例えばお箸を袋に入れるといった作業を提供してもらいます。そうした作業について、例えば 1 本作業を行うと 50 円といったように、その辺りを適当に設定している。

G 委員	見る人が見たら分かると思う。
H 委員	5 年監査に来ていないとかもあるみたいです。
F 委員	実際、ペーパー上はきちんと合うようになっているんです。合うようにきちんと整えているわけです。ただ、それは別団体を作って依頼を受け、それをどこで行うかという、その子会社にきちんとお金が入るようにしているという仕組みがあります。非常に巧妙で、よく考えられていると思います。お金を稼ぐためには手段を選ばないということなのだろうと私は思います。 しかし、そうした発想というのは、福祉関係者、今申し上げたような立場の方には、私自身もそうですが、あまりない発想だと思います。しかし、そうではない企業ベースの発想からしますと、いかにお金を儲けるかということに全力を注ぐわけです。やはり、儲けなければ意味がないということなのだと思います。ですから、どのようにしたらよいのかというのは、本当に難しいところです。例えば、少し様子がおかしいと感じるようなところを見つけた場合に、すべてを平均的に監査するのではなく、そこをとことん掘り下げていくと、恐らくそういった問題が出てくるのではないかと思います。
G 委員	内部告発するようなシステムを作るとか。
F 委員	しかし、実際問題としましては、今、皆さんの心掛けと言ったところで動くような時代ではなくなっているのではないかと、そのようなことを感じております。研修を受けたからといって、その問題が解決するわけでもありませんし、障害福祉課の監査をきちんとすればよいと言われましても、書類上では、その団体、その会社から一つ当たりいくらかということで収入としていただいているわけですから、そこから経費を引けば、きちんと数字が出てくるわけです。そうしますと、監査上、どこにも不備があるとは言えないということになります。
A 委員	今回こういうことがありまして、全国的にも金額としてかなり大きいものですので、本当に真面目にやっている事業所の方々からすると、『本当に何をしてくれているんだ』と、私自身、怒りで気が狂いそうになりました。相談支援員の方々も、あのときは夜中までいろいろなところと連携を取って、子どもたちの行き場所を探し、多くの事業所の方々が夜中まで連絡を取り合って、明日から預かれるかどうかを、行政よりも先に、事業者の方々が必死に動いて対応しておりました。そうした思いを持っている方々がいる一方で、A 型から B 型に移ったら『お弁当をくれるから』とか、『行ったらゲームを買ってあげるから』と言われて、利用者を引き抜かれたりということがあります。やはり、この質を向上させるための取り組みというものが、これだけ議論として出てきておりますので、何らかの形でこの計画の中に盛り込んでいただきたいと思います。結局そのしわ寄せが、真面目にやっている事業所や利用者さんや市民に来てしまうわけですから、しっかりと作っていただきたいと思います。相談支援員の方々もそうですが、皆さんおっしゃっていますように、通報できる場所があるのであれば、自分たちも通報したいという思いがあるようです。相談支援員の方々は非常に多くの情報を知っていて、A 型や B 型にも行きますし、児童のところにも行くため、中の様子もよく分かっています。しかし、自分たちにはそれを通報する手段もなく、そのようなこ

	とをして自分たちが不利益を受けても困るというお話もされています。そうしたことができるような体制を、今後整えていかなければ、質の向上というのは難しいのではないかと思います。現場のスタッフの皆さんは、どこも一生懸命やろうとしていると思います。今回のことは、経営陣や上の立場の方々に問題があると思います。難しい問題ではありますが、今後対応していかなければ、第 2、第 3 の同様の事例がどんどん出てくると思いますし、B 型についても、こうした事例がもっと増えてくるのではないかと思います。
D 委員	相談支援員の方が一番深く入っているのであれば、その相談支援員の方に、例えば年に 1 回、あるいは 2 回程度、評価をしていただくような仕組みを作るということも考えられます。また、もう少し地域に開かれた事業所というか、そういったことを全ての事業所に課するというか、必ず地域の方が見学に来られるような、オープン事業所のような日を必ず作るといったことも考えられます。そういった地域の目があれば、あまり良くないことができなくなるのではないかと思います。何か見ておかしいと思っている方が、地域の方であれば、しがらみがない分、自由に言える可能性もあると思います。本当に踏ん張って頑張っているところであっても、一般的な視点から見ると、『これはどうなのだろう』ということがあったりするわけです。ですから、やはりいろいろな方がそうした評価をできるというか、見ていただけるような機会を、今後作っていく必要があると思います。
会長	そういうシステムみたいなものを、もり込めたらよいかなと思います。いろいろなご意見ありがとうございました。
F 委員	難しいのは、メンバーサイドの問題もあるということです。1 時間の労働で、例えば市内の某事業所で行っている作業ですと、とてもではありませんが 1,000 円など絶対に払えるはずがないような作業であっても、こちらでは 1,000 円もらえるということになります。そうしますと、やはり楽をしてお金がもらえる方に行ってしまうわけです。これは事業所だけが悪いというわけではなく、私はやはり同一労働同一賃金であるべきだと思うのですが、この作業であれば、悪いけれども 50 円にしかならないというのが現実としてあるわけです。なかなかお金が儲からないのです。しかし、そちらに引っ張られてしまうメンバーがいるということです。やはりこれは、労働というところに、いわゆる公的資金でそのように下駄を履かせてしまうという構造をつくってしまいますと、いわゆる同一労働同一賃金ではない基準になってしまいます。非正規労働で一生懸命やっている方々からすると、『あの人たちは何なのか』という形になってしまい、逆に障害を持っている方々に対するネガティブキャンペーンのようになってしまうわけです。ですから、そういう意味では、今申し上げた問題というのは、人間の非常に暗い部分に関わることであり、『1 時間 1,000 円の方がいい』と言って、そちらに行ってしまうわけです。
I 委員	現状のところ、1 時間行って 1,000 円もらえて、『そこへ行きます』と言うんです。月曜日から木曜日までずっと行くのかと思ったら、実際には週に 1 日か 2 日、ローテーションのような形で人数が確保されている状況でした。今度は、地域活動支援センターようなところだと、1 時間 1,300 円をくれるところの方が、メ

	ンバーの皆さんにとっては良いわけですから、そちらに行ってしまいます。そうしますと、『うちだけで登録して活動してください』と言われてしまい、こちらとしては何も言えなくなってしまう部分があります。どうしていったらよいのかと悩んでおりまして、登録メンバーがどんどん減ってきておりますので、困っているところがございます。
会長	今の現状について、いろいろ教えていただき、ありがとうございます。これはやはり、日本の国全体で考えていかなければならない問題です。やはり、市というよりも、国の規制緩和によって、こういった形になってしまっている現状について、しっかりと考えていかなければならないと思います。
議事 7 閉会	
発言者	内容
会長	それでは時間も迫ってまいりました。 このあたりでよろしいでしょうか。また次回よろしくお願いいたします。 議事は、これで終了させてもらいまして最後に次回の開催予定等について事務局からご説明をお願いいたします。
事務局	次回の開催につきましては、11月上旬頃を予定しております。その中で、「計画素案」を、提示していきたいと考えております。 詳しい日時等につきましては、後日、開催通知で、連絡させていただきますのでよろしくお願いいたします。
事務局	本日は、長時間にわたり、各方面からご意見をいただき、まことにありがとうございました。 本日は、これをもちまして終了とさせていただきます。